

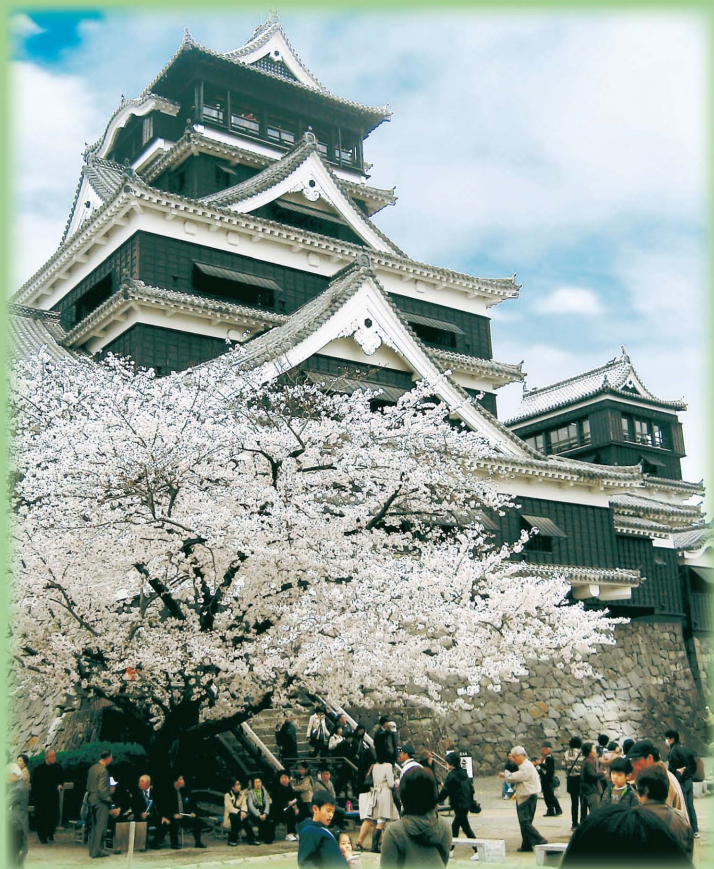
# 熊本市・植木町

## ◎ 合併協議会だより ◎

**今年の熊本地方のサクラは、3月16日に開花しました**

平年(3月24日)より8日早く、昨年(3月22日)より6日早い開花です。

今年は、あたたかい気候に恵まれ、絶好の花見日和が続きました。そこで、**熊本市**と**植木町**のサクラの名所を紹介します。



熊本市のサクラの名所と言えば「**熊本城**」。

昨年は、築城400年を迎え、入園者数200万人を超えて「全国のお城」で日本一となりました。

「春のくまもとお城まつり」が4月5日まで開催され、また、熊本城夜間開園も実施され、多くのお花見の人びとが来園されました。



植木町のサクラの名所は、国内最大・最後の内戦「西南の役」の最大の激戦地「田原坂」にある「**田原坂公園**」。

サクラ(約200本)、つつじ(約2000本)が植えられており、つつじは5月上旬まで見頃で、ライトアップが行われています。

なお、ゴールデンウィークの5月3・4日に、「**第2回すいか祭り IN 田原坂**」が開催されます。



**第3号**  
**2009.5**

編集・発行 熊本市・植木町合併協議会事務局

〒860-8601 熊本市手取本町1番1号  
(熊本市役所政令指定都市推進室内)

Tel 096-328-2067 Fax 096-323-3060  
E-mail kumamoto-ueki@ari.bbiq.jp



# 第5回 熊本市・植木町合併協議会が開催されました

と き 平成21年3月31日(火) 午後2時30分～  
ところ KKRホテル熊本 2階「五峯」

第5回協議会では、報告事項として3月16日に開催された第3回議員専門部会の審議内容について報告がありました。また、第4回で提案された「総務関係事業」「健康福祉関係事業」および「経済振興関係事業」について協議を行い、事務局提案のとおり承認されました。

なお、「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」など9件について提案され、第6回協議会で採決されます。



## 【報告事項】

### ■第3回議員専門部会報告

「協議第8号 地域自治組織等の取扱い」については、「合併時に植木町の区域に地域自治組織を設置する。設置する地域自治組織は「合併特例区」とし、その名称は「植木町」とする。設置期間は、合併の日から5年間とする。」ことが承認されました。

## 【議案】

### ■議案第7号 平成20年度熊本市・植木町合併協議会の補正予算について

平成20年度の補正予算として、872千円を繰越明許費とする補正予算案の提案があり、原案どおり承認されました。

### ■議案第8号 平成21年度熊本市・植木町合併協議会の事業計画について

平成21年度の事業計画の提案があり、原案どおり承認されました。

### ■議案第9号 平成21年度熊本市・植木町合併協議会の予算について

平成21年度の当初予算として、歳入歳出それぞれ18,800千円とする予算案が提案され、原案どおり承認されました。

## 【協議項目】

### ■協議第16号 総務関係事業について(その1)

○「特別職の身分の取扱い」については、「合併により植木町の常勤の特別職(教育長を含む)は失職する。植木町の非常勤の特別職のうち、行政委員会(農業委員会を除く)の委員及び監査委員については失職し、その他の委員等については、それぞれの職にかかる事務事業の内容に沿って協議、調整する。」

○「条例及び規則等の取扱い」については、「熊本市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容に基づき、必要な場合には関係する条例・規則等の制定、改正等を行う。」

○「非常備消防(消防団)」「消防団運営交付金」については、「熊本市の例に統一する。」

○「投票区」については、「植木町の投票区の区割りについては、当分の間現状のとおりとし、その後の取り扱いについては、新市において見直しを検討するものとする。」

### ■協議第19号 健康福祉関係事業について(その2)

○「介護保険料」については、「平成22年度から熊本市の例に統一する。」

○「高齢者介護用品支給事業」については、「熊本市の例に統一する。ただし、植木町で認定を受け給付が決定している者については、当該要介護認定の有効期間に限り、継続するものとする。」

○「地域包括支援センター」については、「熊本市の例に統一する。」

○「ふれあいいきいきサロン事業」については、「現行のとおり継続し、新市においてその手法を検討する。」

○「総合健診」「腹部超音波検診」については、「5年間現行

のとおり継続し、その後の取り扱いについては新市において検討する。」

○「熊本市優待証」については、「新市の事業として継続する。」

○植木病院の「診療体制・連携」については、「新市の北部の拠点病院として位置付け、市民病院と連携し、現在の医療機能を維持し、診療体制の改善を図る。医師の臨時的な応援派遣については、迅速に実施し、植木病院の医師数の確保については一体的な経営体制の下で、大学等、関係医療機関に対し連携して要請等を行い、医師確保に努める。」

### ■協議第22号 経済振興関係事業について(その1)

○「基盤整備事業」については、「熊本市の例に統一する。なお、県営南尾迫地区経営体育成基盤整備事業のうち合併年度中(平成21年度)に実施した本体事業・ハウス移転事業に係る地元分担金が合併後に支払われるときは、熊本市の制度を適用する。」

○「農地・水・環境保全向上対策事業」については、「現事業期間中(平成23年度まで)は、現行のとおり継続する。」

○「生産体制強化対策事業」「農業用廃プラ類処理対策協議会」については、「5年間現行のとおり継続し、その後の取り扱いについては、関係機関と協議調整を行うものとする。」

○「農業振興地域整備計画変更」については、「両市町の計画を引き継ぎ、熊本市の見直し時期に合わせ、新市において調査・統合を行う。」

○「企業立地促進事業」については、「熊本市の例に統一する。ただし、植木町の条例で指定を受けている企業等については、現行のとおりとする。」

以上のことが承認されました。



▽第5回協議会で承認された両市町の主な制度比較

区分	熊本市	植木町																																																															
総務関係事業	<p>熊本市消防団</p> <p>○組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 1名</li> <li>・副団長 12名</li> <li>・分団長 75名</li> <li>・副分団長 80名</li> <li>・部長 152名</li> <li>・班長 443名</li> <li>・団員 2,765名</li> </ul> <p>合計 3,528名 (条例定数 3,781名) (12方面隊75ヶ分団 152部)</p> <p>○報酬(年額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 74千円</li> <li>・副団長 59千円</li> <li>・分団長 39千円</li> <li>・副分団長 33千円</li> <li>・部長 24千円</li> <li>・班長 23千円</li> <li>・団員 22千円</li> </ul>	<p>植木町消防団</p> <p>○組織</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 1名</li> <li>・副団長 2名</li> <li>・分団長 9名</li> <li>・副分団長 9名</li> <li>・部長 61名</li> <li>・班長 244名</li> <li>・団員 702名</li> </ul> <p>合計 1,028名 (条例定数 1,100名) (8分団 61部)</p> <p>○報酬(年額)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・団長 176千円</li> <li>・副団長 154千円</li> <li>・分団長 135千円</li> <li>・副分団長 68千円</li> <li>・部長 43千円</li> <li>・班長 11千円</li> <li>・団員 11千円</li> </ul>																																																															
	消防団運営交付金	<table border="1"> <thead> <tr> <th>交付対象</th> <th>年額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団本部</td> <td>770千円</td> </tr> <tr> <td>分団</td> <td>260千円</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">部</td> <td>21人未満</td> <td>40千円</td> </tr> <tr> <td>21人～30人</td> <td>50千円</td> </tr> <tr> <td>31人～40人</td> <td>60千円</td> </tr> <tr> <td>41人～50人</td> <td>70千円</td> </tr> <tr> <td>51人～60人</td> <td>80千円</td> </tr> <tr> <td>61人以上</td> <td>90千円</td> </tr> </tbody> </table>	交付対象	年額	団本部	770千円	分団	260千円	部	21人未満	40千円	21人～30人	50千円	31人～40人	60千円	41人～50人	70千円	51人～60人	80千円	61人以上	90千円	各分団に45千円																																											
交付対象	年額																																																																
団本部	770千円																																																																
分団	260千円																																																																
部	21人未満	40千円																																																															
	21人～30人	50千円																																																															
	31人～40人	60千円																																																															
	41人～50人	70千円																																																															
	51人～60人	80千円																																																															
	61人以上	90千円																																																															
健康福祉関係事業	<p>平成21年度より 基準額 年額 50,400円 (月 4,200円)</p> <p>保険料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象になる方</th> <th>保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護又は老齢福祉年金受給者で世帯非課税</td> <td>0.500</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下</td> <td>0.500</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超</td> <td>0.750</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人非課税世帯課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下</td> <td>0.875</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人非課税世帯課税で第4段階以外</td> <td>1.000</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人課税で合計所得金額が125万円以下</td> <td>1.125</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>本人課税で合計所得金額が125万円超200万円未満</td> <td>1.250</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満</td> <td>1.375</td> </tr> <tr> <td>第9段階</td> <td>本人課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満</td> <td>1.500</td> </tr> <tr> <td>第10段階</td> <td>本人課税で合計所得金額が400万円以上</td> <td>1.750</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	対象になる方	保険料率	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で世帯非課税	0.500	第2段階	世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.500	第3段階	世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	0.750	第4段階	本人非課税世帯課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.875	第5段階	本人非課税世帯課税で第4段階以外	1.000	第6段階	本人課税で合計所得金額が125万円以下	1.125	第7段階	本人課税で合計所得金額が125万円超200万円未満	1.250	第8段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.375	第9段階	本人課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.500	第10段階	本人課税で合計所得金額が400万円以上	1.750	<p>平成21年度より 基準額 年額 55,800円 (月 4,650円)</p> <p>保険料率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所得段階</th> <th>対象になる方</th> <th>保険料率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1段階</td> <td>生活保護又は老齢福祉年金受給者で世帯非課税</td> <td>0.500</td> </tr> <tr> <td>第2段階</td> <td>世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下</td> <td>0.500</td> </tr> <tr> <td>第3段階</td> <td>世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超</td> <td>0.750</td> </tr> <tr> <td>第4段階</td> <td>本人非課税・世帯課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下</td> <td>0.900</td> </tr> <tr> <td>第5段階</td> <td>本人非課税世帯課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超</td> <td>1.000</td> </tr> <tr> <td>第6段階</td> <td>本人課税で合計所得金額が125万円未満</td> <td>1.150</td> </tr> <tr> <td>第7段階</td> <td>本人課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満</td> <td>1.250</td> </tr> <tr> <td>第8段階</td> <td>本人課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満</td> <td>1.500</td> </tr> <tr> <td>第9段階</td> <td>本人課税で合計所得金額が400万円以上</td> <td>1.750</td> </tr> </tbody> </table>	所得段階	対象になる方	保険料率	第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で世帯非課税	0.500	第2段階	世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.500	第3段階	世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	0.750	第4段階	本人非課税・世帯課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.900	第5段階	本人非課税世帯課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.000	第6段階	本人課税で合計所得金額が125万円未満	1.150	第7段階	本人課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.250	第8段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満	1.500	第9段階	本人課税で合計所得金額が400万円以上	1.750
	所得段階	対象になる方	保険料率																																																														
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で世帯非課税	0.500																																																															
第2段階	世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.500																																																															
第3段階	世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	0.750																																																															
第4段階	本人非課税世帯課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.875																																																															
第5段階	本人非課税世帯課税で第4段階以外	1.000																																																															
第6段階	本人課税で合計所得金額が125万円以下	1.125																																																															
第7段階	本人課税で合計所得金額が125万円超200万円未満	1.250																																																															
第8段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満	1.375																																																															
第9段階	本人課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満	1.500																																																															
第10段階	本人課税で合計所得金額が400万円以上	1.750																																																															
所得段階	対象になる方	保険料率																																																															
第1段階	生活保護又は老齢福祉年金受給者で世帯非課税	0.500																																																															
第2段階	世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	0.500																																																															
第3段階	世帯非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	0.750																																																															
第4段階	本人非課税・世帯課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	0.900																																																															
第5段階	本人非課税世帯課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	1.000																																																															
第6段階	本人課税で合計所得金額が125万円未満	1.150																																																															
第7段階	本人課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満	1.250																																																															
第8段階	本人課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満	1.500																																																															
第9段階	本人課税で合計所得金額が400万円以上	1.750																																																															
高齢者介護用品支給事業	<p>平成21年度より 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護認定で4及び5と判定された者</li> <li>○市民税非課税世帯に属する者</li> <li>○在宅において紙オムツが必要な者</li> </ul> <p>対象品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○尿取りパッド(レギュラー、スーパー)</li> <li>○はくパンツタイプの紙オムツ</li> <li>○テープ止めタイプ(レギュラー、スーパー)の紙オムツ</li> <li>○フラットタイプ(レギュラー、スーパー)の紙オムツ</li> </ul> <p>支給方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○紙オムツは現物支給(1パック単位)</li> <li>○1月あたり6,250円上限</li> </ul>	<p>平成21年度より 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○要介護3以上の認定を受け在宅においてオムツを使用し、町がその認定をした者</li> </ul> <p>対象品目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○紙オムツ</li> <li>○布オムツ</li> <li>○尿取りパッド</li> <li>○オムツカバー</li> </ul> <p>給付額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○おむつ購入額の100分の70の額(ただし、1か月あたりの給付額は、7,000円を限度)</li> </ul>																																																															

区分	熊本市	植木町
健康福祉関係事業	<p>地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○設置方法 民間委託</li> <li>○設置箇所 27か所</li> </ul>	<p>植木町地域包括支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○設置方法 町直営</li> <li>○設置箇所 1か所</li> </ul> <p>※平成22年度より、民間への委託に変更を予定。設置箇所も検討。</p>
	ふれあいいきいきサロン事業	<p>各地域で実施 (校区社協、自治会等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○技術的支援を社協、包括支援センター、保健福祉センターなどで行っている。</li> <li>○内容 健康相談、健康体操、健康講話、季節行事、茶話会、介護予防に関する講話と実技</li> <li>○場所 地域の公民館や個人宅</li> </ul>
健康福祉関係事業	<p>総合健診</p> <p>熊本市は個別検診のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○検診車で行う集団検診 胃がん・肺がん・大腸がん・結核検診</li> <li>○医療機関等で受診する個別検診 乳がん・子宮がん検診、女性健康サポート事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 40歳以上</li> <li>○実施時期 6月(10日間)</li> <li>○実施場所 かがやき館</li> <li>○個人負担金 かがやき健診 40歳以上 6,300円 かがやき小町健診 40歳代(偶数年齢) 8,600円 40歳代(奇数年齢) 14,100円 50歳以上(偶数年齢) 8,200円 50歳以上(奇数年齢) 12,600円</li> <li>○健診内容 問診、診察、血液・尿・肝炎検査、胃がん・大腸がん・肺がん・腹部超音波・前立腺がん・子宮がん・乳がん検診</li> </ul>
	<p>腹部超音波検</p> <p>未実施</p>	<p>総合・複合健診で実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 40歳以上</li> <li>○実施時期 6月(総合10日間、複合5日間)</li> <li>○実施場所 かがやき館</li> <li>※平成20年度から複合健診として、校区3～4箇所を巡回し、11月にも追加実施。</li> <li>○個人負担金 複合健診時 40歳～69歳 1,100円 70歳以上 400円</li> </ul>
熊本市証	<p>通称 さくらカード</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者 <ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の高齢者</li> <li>・3級以上の身体・B1以上の知的・3級以上の精神障がい者</li> <li>・被爆者手帳の交付を受けた者</li> </ul> </li> <li>○バス・電車の利用にあたっては、5千円分乗車できるプリペイドカード(おでかけ乗車券)を購入し、さくらカードの提示により運賃を支払う。</li> <li>・高齢者、被爆者 → 運賃の2割負担 (1,000円)</li> <li>・障がい者 → 運賃の1割負担 (500円)</li> </ul>	該当なし



区分	熊本市	植木町
健康福祉関係事業	<p>熊本市立熊本市民病院</p> <p>○診療科目(22科) 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、歯科、麻酔科</p> <p>○外来 ・診療日 月～金曜日 ・受付時間 初診および予約なし 午前8時半～午前11時 再診(予約の方) 午前8時半～午後3時 (一部午前11時まで) ・診療時間 午前8時半～患者の診察が終了するまで ・休診日 土・日曜日、祝祭日、年末年始 ○救急外来 24時間常時受付</p>	<p>植木町国民健康保険植木病院</p> <p>○診療科目(7科) 内科、外科、整形外科、循環器科、リハビリテーション科、放射線科(非常勤)、脳神経外科(非常勤)</p> <p>○外来 ・診療日 月～金曜日 ・受付時間 午前8時半～午前11時半</p> <p>・診療時間 午前8時半～患者の診察が終了するまで ・休診日 土・日曜日、祝祭日、年末年始 ○救急外来 24時間常時受付</p>
経済振興関係事業	<p>基盤整備促進事業(団体営)</p> <p>○事業内容 農業排水施設、農道整備 ・負担率 国50%、県15%、市35%、地元0%</p> <p>○事業内容 区画整理、農業用水施設、暗きょ排水 ・負担率 国50%、県15%、市21%、地元14%</p> <p>経営体育成基盤整備事業(県営)</p> <p>○事業内容 ほ場整備、ソフト事業(高度化支援事業)セット ・負担率 国50%、県27.5%、市17.5%、地元5%</p> <p>畑地帯総合整備事業(県営)</p> <p>○事業内容 基盤整備、ソフト事業(高度化支援事業)セット ・負担率 国50%、県25%、市19%、地元6%</p>	<p>基盤整備促進事業(団体営)</p> <p>○事業内容 農業排水施設、農道整備 ・負担率 国50%、県15%、町35%、地元0%</p> <p>○事業内容 区画整理、農業用水施設、暗きょ排水 ・負担率 国50%、県15%、町10%、地元25%</p> <p>経営体育成基盤整備事業(県営)</p> <p>○事業内容 ほ場整備、ソフト事業(高度化支援事業)セット ・負担率 国50%、県27.5%、町10%、地元12.5%</p> <p>畑地帯総合整備事業(県営)</p> <p>○事業内容 基盤整備、ソフト事業(高度化支援事業)セット ・負担率 国50%、県25%、町10%、地元15%</p>

区分	熊本市	植木町
農業振興地域整備計画変更	<p>全体見直し ○変更年度 平成18年度 ○今後の予定 平成23年度以降に合併町も含めて見直し予定</p>	<p>全体見直し ○変更年度 平成15年度 ○今後の予定 現在作業中、平成21年度終了予定</p>
経済振興関係事業 企業立地促進事業	<p>熊本市企業立地促進条例</p> <p>○交付内容 ①固定資産税、都市計画税及び事業に係る事業所税相当額(3か年度分) ②土地取得費の一部又は賃料に要した3年間分の経費の1/2 ③新規常用従業員数1人につき正社員50万円、正社員以外15万円 ④設備投資補助金 投下固定資産額の10%を補助 ○限度額 20億円 (①～④の合計額)</p>	<p>植木町工場等設置奨励条例</p> <p>○交付内容 ①最初の年度において賦課された固定資産税額の1/2相当額(3か年度分) ②事業の用に供する目的で取得した3千㎡以上の土地で取得価格の1/10相当額(限度額1千万円) ③新規常時雇用者1人あたり30万円(限度額300万円)</p> <p>●固定資産税の免除(3か年) ①交付対象者 農村地域工業等導入促進法に規定する総務省令で定める地区内に立地する企業(第二正清地区・石川地区)</p>



### 熊本市と植木町の人口・世帯数の比較

熊本市	植木町
人口 679,741人	人口 30,800人
世帯数 281,845世帯	世帯数 10,636世帯
(平成21年3月1日推計人口)	(平成21年2月末現在)

### 合併協議会を傍聴できます!

合併協議会はどなたでも傍聴できます。開催日時などの詳細は、合併協議会事務局(☎096-328-2067)か植木町企画財政課(☎096-272-1112)へお問い合わせください。(合併協議会の開催状況は、両市町のホームページでもご覧になれます。)